

答 申 第 3 5 5 号
平成 2 4 年 2 月 2 日

千葉県公安委員会
委員長 石川 次郎 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 3 年 3 月 9 日付け公委（会）発第 1 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 4 4 9 号

平成 2 3 年 2 月 7 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日付け会発第 1 0 9 8 号及び会発第 1 0 9 9 号並びに平成 2 3 年 1 月 2 4 日付け船東警発第 2 1 号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が、平成22年12月10日付け会発第1098号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け会発第1099号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定2」という。）並びに平成23年1月24日付け船東警発第21号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定3」といい、「本件決定1」から「本件決定3」までを併せて「本件決定」という。）の、警部補以下の印を不開示とした部分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件決定につき、住民監査請求ができないので規則が地方自治法第15条に違反する。
- (2) 本件決定3につき、平成16年度から平成20年度分は警部補以下の印を不開示としていないのに平成21年度は不開示にしている。

第3 千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）の説明要旨

諮問実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書開示請求について

審査請求人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、次に掲げる事項を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(1) 平成22年4月6日付け開示請求

ア 「1. 県監査委員へ提出した平成20年度不正会計処理にかかる調査結果報告書（様式1～4含む）」（以下「本件請求1」という。）

イ 「2. 県特別監察室へ提出した平成15～20年度不正会計処理にかかる調査結果報告書（様式1～5含む）」（以下「本件請求2」という。）

(2) 平成22年6月16日付け開示請求

「〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇の見積書、請求書及び納品書（平成21年度会計区分、本部分、支出負担行為伝票と支出伝票は除く）」（以下「本件請求3」という。）

(3) 平成22年6月21日付け開示請求

「船橋東警察署の支出負担行為支出伝票」

ア 「1. H15～H17年度分、H19、H20年度分（添付書類含む）不正会計処理の様式1に記載されている伝票のうち不適正に分類されてい

ないもの」(以下「本件請求4」という。)

イ 「2. H21年度分(需用費:物品購入にかかるもの)」(以下「本件請求5」という。)

- (4) 平成22年4月9日、審査請求人は、本件請求2について、請求内容を「2. 県特別監察室へ提出した平成15～20年度不正会計処理にかかる報告の調査結果(様式1～5含む)」と加除修正し、請求内容の補正を行った。

2 対象文書の特定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、次に掲げる行政文書を特定した。

(1) 本件請求1について

定期監査・決算審査(追加調査)

ア 様式1 需用費に関する調査票

イ 様式2 支出伝票をもとにした確認表

ウ 様式3 業者プール金状況調べ

エ 様式4 現金等の保有調べ

(2) 本件請求2について

ア 経理問題特別調査に係る追加調査(需用費)

(ア) 様式1 需用費に関する調査票

(イ) 様式2 支出伝票をもとにした確認表

(ウ) 様式3 業者帳簿をもとにした確認表

(エ) 様式4 業者プール金状況調べ

(オ) 様式5 現金等の保有調べ

イ 経理問題特別調査に係る追加調査(賃金、旅費、委託料)

ウ 経理問題特別調査に係る追加調査(使用料及び賃借料)

(3) 本件請求3について

〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇が千葉県警察本部へ提出した平成21年度会計分に係る見積書、請求書及び納品書

(4) 本件請求4について

船橋東警察署の支出負担行為支出伝票(添付書類含む)(以下「支出伝票等」という。)のうち、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の支出伝票等で、上記(2)ア(ア)の様式1に記載されているもののうち不適正の区分に分類されていない支出伝票等

(5) 本件請求5について

船橋東警察署の支出伝票等のうち、平成21年度分の物品購入に係る需用費の支出伝票等

3 本件決定について

(1) 本件決定1について

本件請求1について上記2(1)ア及びウの行政文書を、本件請求2について上記2(2)ア(ア)から(エ)まで及びウの行政文書について、本件決定1を行った。

また、上記2(1)イ及びエ並びに2(2)ア(オ)の行政文書については作成しておらず保有していないことから平成22年4月28日付けで別途不開示決定を行い、2(2)イの行政文書については平成22年6月2日付けで別途部分開

示決定を行った。

なお、審査請求に係る部分は、本件決定1のうち上記2(2)ウの「経理問題特別調査に係る追加調査(使用料及び賃借料)」(以下「本件文書1」という。)に係る決定の部分である。

(2) 本件決定2について

本件請求3について、上記2(3)の行政文書のうち平成21年4月支出にかかるもの以外(以下「本件文書2」という。)について、本件決定2を行った。

また、2(3)の行政文書のうち平成21年4月支出にかかるものについては、平成22年8月3日付けで別途部分開示決定を行った。

なお、本件文書2は審査請求に係る決定の部分である。

(3) 本件決定3について

本件請求4について、上記2(4)の支出伝票等のうち平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の支出伝票等を、本件請求5について、2(5)の支出伝票等について、本件決定3を行った。

また、2(4)の支出伝票等のうち平成15年度分については、平成22年8月3日付けで別途部分開示決定を行った。

なお、審査請求に係る部分は、本件決定3のうち2(5)の支出伝票等(以下「本件文書3」といい、「本件文書1」から「本件文書3」までを併せて「本件文書」という。)に係る決定の部分である。

(4) 決定期間の延長について

本件請求に係る本件決定1及び本件決定3に際しては、開示請求に係る行政文書が著しく大量であること、また、本件決定2に際しては、開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、短期間に検索することが容易でないことから、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるため、条例第14条の規定を適用し、決定期間の延長を行い、開示決定等を行った。

4 担当所属について

本件決定1及び本件決定2の担当所属は総務部会計課であり、本件決定3の担当所属は船橋東警察署である。

5 審査請求に係る不開示部分について

(1) 本件決定1について

本件決定1のうち審査請求に係る部分は、上記3(1)に記載のとおり本件文書1である。

本件文書1で不開示とした部分は、「『使用料及び賃借料』に係る調査票」中の「支出・納品担当職員氏名」欄の警察官以外の警察職員の氏名、「『有料道路回数券等』の使用状況確認票」中の「使用・管理担当職員氏名」欄、「使用者氏名」欄及び「旅費確認者氏名」欄の警部補以下の警察官又は警部補相当職以下の警察官以外の警察職員の氏名である。

(2) 本件決定2について

本件決定2の本件文書2で不開示とした部分のうち審査請求に係る部分は、「見積書」中の警部補相当職以下の警察官以外の警察職員の印影、「納品書」中の警部補以下の警察官及び警部補相当職以下の警察官以外の警察職員の氏

名及び印影である。

(3) 本件決定3について

本件決定3のうち審査請求に係る部分は、上記3(3)に記載のとおり本件文書3である。

本件文書3で不開示とした部分のうち審査請求に係る部分は、「納品書」中並びに「被留置者（被保護者）給食明細書」中の「印」欄及び「食数」欄の警部補以下の警察官及び警部補相当職以下の警察官以外の警察職員の印影及び訂正印、「納品書」中のサイン、注文担当者名及び「検査確認」欄並びに「検査調書」中の「検査立会人職氏名」欄の警部補以下の警察官及び警部補相当職以下の警察官以外の警察職員の氏名である。

6 審査請求に係る不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件文書に記載されている警部補以下の警察官及び警部補相当職以下の警察官以外の警察職員の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当することは明らかである。

なお、印影については、社会通念上、氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものと考えられる。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書ハ及び条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第66号。以下「警察職員規則」という。）について

条例第8条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するとし、同号前段では「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」について、一定の除外事由がある場合を除き、原則として不開示とすることを定めている。

一定の除外事由として、同号ただし書ハでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分について開示することを規定している。ただし、括弧書きにおいて「（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）」と定めている。

「警察職員であって規則で定めるものの氏名」について、警察職員規則では、第1号「警部補以下の階級にある警察官」、第2号「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定している。

イ 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

千葉県警察に勤務する警察官及び警察官以外の職員の補職並びに警察官以外の職員の職を定めた「千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則（昭和51年千葉県公安委員会規則第4号）」に基づき、「警部補以下の階級にある警察官」の職は「係長」以下であり、また、「警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の警察職員」の職は「係長」以下となる。

本件文書中、不開示とした係長以下の職にある警察職員は、すべて「警

部補以下の階級にある警察官」あるいは「警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の警察職員」であり、条例第8条第2号ただし書ハには該当せず、条例第8条第2号及び警察職員規則に該当して不開示となる。

(3) 条例第8条第2号ただし書イ、ロ及びニ該当性について

ア ただし書イ該当性について

「警部補以下の階級にある警察官」及び「警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の警察職員」の氏名は、法令等の規定により何人にも閲覧を認める等、等しく公開することを認める規定がない。

また、人事異動時には、警部以上の階級にある警察官及び警部以上の階級に相当する職にある警察官以外の警察職員の氏名については公表する慣行があるが、「警部補以下の階級にある警察官」及び「警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の警察職員」については、人事異動時に氏名を公表せず、また、千葉県職員録にも掲載していないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。よって、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

イ ただし書ロ該当性について

「警部補以下の階級にある警察官」及び「警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の警察職員」の氏名は、その開示・不開示の如何によって、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼす情報とは考えられず、公開することが必要とされるものとは認められない。よって、条例第8条第2号ただし書ロに該当しない。

ウ ただし書ニ該当性について

本件文書の性質から、食糧費の支出に係る職員氏名の情報とは認められないので、条例第8条第2号ニに該当しない。

7 審査請求の理由及び決定の妥当性について

(1) 審査請求の理由

警部補以下の警察官及び警部補相当職以下の警察官以外の警察職員の氏名（印影を含む）（以下「警部補以下の氏名等」という。）を条例第8条第2号及び警察職員規則により不開示とすることについて、審査請求人が主張する不服の理由は次の2点である。

ア 住民監査請求ができないので規則が地方自治法15条に違反する。

イ 船東警発第21号において、H16～H20年度分は警部補以下の印を不開示としていないのにH21年度は不開示にしている。

(2) 決定の妥当性について

ア 上記(1)アの主張について

審査請求人は、住民監査請求ができないので警察職員規則が地方自治法第15条に違反する旨主張する。

当該主張の背景には、個々の警察職員の氏名が判明しなければ住民監査請求ができないという審査請求人の判断があると思われるが、警察職員の氏名が判明しなければ住民監査請求ができないかどうかは別として、実施機関は、警察職員規則が地方自治法第15条に違反するか否かの判断をする立場になく、開示請求に対して条例及び警察職員規則の規定に基づき開

示決定に係る手続きを行っている。

よって、審査請求人のこの主張は、本件決定の開示・不開示の判断に何ら影響を及ぼすものでないため考慮しない。

イ 上記(1)イの主張について

審査請求人は、本件決定3において、平成16年度から平成20年度分の対象文書では警部補以下の印を不開示としていないのに、平成21年度分の対象文書では不開示としている旨主張する。

しかしながら、本件決定3の対象文書中、平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度分の支出伝票等で、上記2(2)ア(ア)の様式1に記載されているもののうち不適正の区分に分類されていないものとして特定した支出伝票等については、対象文書中には、警部補以下の氏名等の記載は認められない。

したがって、上記対象文書については、警部補以下の氏名等を不開示としていないという主張は妥当性を欠き、審査請求人の主張は認められない。

8 結論

以上のとおり、本件の警部補以下の氏名等は、条例第8条第2号及び警察職員規則により不開示とされる情報であることは明白である。よって、実施機関の決定は適法かつ妥当なものであり、審査請求人の主張は認められない。

9 開示の実施について

本件決定については、行政文書部分開示決定通知書を審査請求人あてにそれぞれ送付しているが、審査請求人は閲覧に来ておらず、本件決定の対象文書すべてについて閲覧を行っていない。

第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明並びに本件文書を基に審査した結果、以下のように判断する。

1 本件審査請求について

本件請求及び本件決定については、前述の諮問実施機関の説明要旨1から4までのとおりである。

これに対し審査請求人は、平成23年2月7日付けで本件決定の警部補以下の印を不開示とした部分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

2 本件諮問について

審査請求書に記載された審査請求の趣旨により、審査請求人は、本件決定のうち、「警部補以下の印を不開示とした部分」について取消しを求めているものであることが認められる。

本件諮問について、諮問実施機関は、印影については氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものと考え、警部補以下の警察官又は警部補相当職以下の警察官以外の警察職員の氏名を不開示とした処分について諮問していることから、当審査会は、警部補以下の氏名等の不開示情報該当性について検討する。

3 条例第8条第2号について

(1) 条例第8条第2号本文について

条例第8条第2号は、個人の権利利益を厳格に保護するため、広く個人に

関する情報について、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人は識別されないが開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報については、ただし書に定めるものに該当する場合を除き、不開示とすることを定めたものである。また、条例第3条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨を定めており、特に慎重な配慮が求められるものである。

なお、個人情報の判断に当たっては、公務員等に関する情報と公務員以外のものに関する情報とを区分していない。ただし、前者については、その職名及び氏名等の情報をただし書において不開示情報から除外しているものである。

(2) 条例第8条第2号ただし書について

条例第8条第2号ただし書は、本号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報及び開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示するものを定めたものである。

4 条例第8条第2号該当性について

諮問実施機関は、印影については、社会通念上、氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものと考えられる旨説明し、実施機関が不開示とした警部補以下の氏名等は、条例第8条第2号及び警察職員規則に該当するため不開示である旨説明するので、以下検討する。

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

実施機関は、本件文書に記録されている警察職員の氏名等のうち、警部補以下の氏名等を不開示としている。

印影については、当審査会において見分したところ、その形状から、個人の姓が表記された認印の印影であると認められる。なお、諮問実施機関が説明するように、個人の印影は、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものと当審査会は考えるので、実施機関が不開示とした警察職員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する情報であることから、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

諮問実施機関に確認したところ、本件文書に記録されている警部補以下の氏名等は、法令等の規定により又は慣行として公にすることはないとのことであり、その他慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとの特段の事情も認められない。

よって、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

(3) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書ハは、公務員等の情報が「職務の遂行に係る情報」であるときに、当該公務員等の「職」、「氏名」及び「職務遂行の内容」について開示するものと定めているが、「警察職員であって規則で定めるものの氏名」については、警察職員の職務の特殊性から、開示する情報から除かれるものとしている。

なお、警察職員規則において、第1号では「警部補以下の階級にある警察官」、第2号では「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と

規定している。

イ 当審査会事務局職員をして確認させたところ、実施機関が不開示とした審査請求に係る部分は、警部補以下の氏名等であった。

ウ 本件文書に記録されている実施機関が不開示とした警部補以下の氏名等は、公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するが、警察職員規則で定める警察職員の氏名であると認められ、公務員等の「職」及び「当該職務遂行の内容」とは認められない。よって、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

(4) 条例第8条第2号ただし書ロ及びニ該当性について

本件文書に記録されている警部補以下の氏名等は、その内容及び性質から、条例第8条第2号ただし書ロ及びニに該当しない。

(5) したがって、本件文書に記録されている警部補以下の氏名等は、条例第8条第2号に該当するため、不開示が妥当である。

5 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、本件決定3について、平成16年度から平成20年度分の対象文書では警部補以下の印を不開示としていないのに、平成21年度分の対象文書では不開示にしている旨主張しているので、以下検討する。

ア 諮問実施機関は、本件決定3の対象文書中、平成16年度、17年度、19年度及び20年度分については、対象文書中には警部補以下の氏名等の記載はない旨説明する。

イ 当審査会事務局職員をして諮問実施機関に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 本件請求4の対象文書と本件請求5の対象文書の違いについて

a 本件請求4の対象文書である平成16年度、17年度、19年度及び20年度分の支出伝票等は、諮問実施機関の説明要旨2(2)ア(ア)の「様式1 需用費に関する調査票」に記載されているもののうちの一部の支出伝票等であり、調査の対象は、需用費の支出状況から特定した事務機器業者との取引についてのものであった。

なお、対象文書は、支出負担行為支出伝票のほか添付書類として見積書及び請求書で構成されており、警部以上の警察官及び警部以上の階級に相当する職にある警察官以外の警察職員により、起票及び決裁並びに検査確認が行われているため、警部補以下の氏名等の記載がないものである。

b 本件請求5の対象文書である平成21年度分の支出伝票等は、需用費のうち物品購入に要する経費についての支出伝票等であり、本件請求4の対象文書よりも対象となる経費の範囲が広く、上記aの添付書類とは異なる種類の書類が添付されるものがあり、警部補以下の氏名等の記載がある書類が存在するものである。

(イ) 物品購入における納品書の取扱いについて

a 平成21年9月17日付けで、知事部局総務部長及び会計管理者から納品書の取扱いに係る通知がなされた。

当該通知により、物品の履行確認に当たっては、納品書を徴取し、

契約担当者又は当該契約担当者から検査を命じられた職員（以下「履行確認者」という。）である所属長又は所属長が指定する者が納品物の確認を行い、検査済の旨の表示を行った納品書は支出負担行為支出伝票の添付書類とすること等と改められ、平成21年9月18日の納品から適用することとされた。

b さらに、警察本部においては、2名以上で履行確認を行い納品書に押印又は署名するよう取扱いを改め、平成21年4月20日から適用することとされた。

c 本件請求5の対象文書は、平成21年度の支出伝票等であることから、履行確認者として所属長が指定した者である警部補以下の氏名等及び、2名以上で確認を行う取扱いとなったことにより履行確認者とともに確認を行った者である警部補以下の氏名等の記載がある書類が存在するものである。

(ウ) 本件請求5の対象文書中、取引先の業者から提出された書類には、注文担当者である警部補以下の氏名等の記載がされているものが存在した。

(エ) 上記(ア)、(イ)及び(ウ)により、本件請求4の対象文書には警部補以下の氏名等の記載はないが、本件請求5の対象文書には警部補以下の氏名等の記載がされているものである。

ウ 以上により、諮問実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、さらに、当審査会事務局職員をして当該不開示部分を確認させた結果からも、審査請求人の主張は採用できない。

(2) その他の主張について

審査請求人は、その他主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関の決定は妥当である。

7 附言

諮問実施機関の説明によると、審査請求人は本件決定の対象文書すべてについて閲覧を行っていないものである。

開示請求に対して決定した行政文書の閲覧を行わないということは、いたずらに実施機関に事務の負担を強いるものであると言わざるを得ないものであり、審査請求人は、条例第4条に定める適正な請求をされるよう求めるものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 3 . 3 . 9	諮問書の受理
H 2 3 . 4 . 2 7	諮問実施機関の理由説明書の受理
H 2 3 . 1 0 . 2 5	審議
H 2 3 . 1 1 . 2 2	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘 美	弁護士	
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成23年11月22日現在)